

東海市告示第67号

令和6年度東海市高齢者熱中症対策空調機設置費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市高齢者熱中症対策空調機設置費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の熱中症の予防をするため、冷媒機能を有し、温度及び湿度の調整が可能な空調機（以下「空調機」という。）の購入及び設置に要する費用（以下「購入費等」という。）を補助することにより、高齢者の経済的負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市内の住居に在宅して生活をしていること。
- (2) 前号の住居に空調機が設置されていないこと又はこれに準ずる状態にあると市長が認めること。
- (3) 当該者の属する世帯が65歳以上の高齢者のみで構成されていること。
- (4) 当該者の属する世帯全員の当該年度分の市町村民税が非課税であること又はこれに準ずる事由に該当すると市長が認めること。

(交付対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、空調機の購入及び住居への設置とする。

2 前項の空調機は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家庭用空調機で未使用品であること。

(2) 天井、壁、窓枠等に固定して設置するものであること。

(3) 令和7年3月31日までに、第6条第1項の規定による届出をした同条第2項に規定する特定事業者から購入し、及び前条第1号の住居に設置するものであること。

3 交付対象事業は、交付対象者1人につき1台の空調機に係る事業に限り、同一の住居における2台目以降の空調機に係る事業は、交付対象事業としない。

4 賃貸住宅等に在宅して生活をしている交付対象者は、空調機の設置に当たっては、あらかじめ当該賃貸住宅等の所有者の同意を得なければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、空調機の購入費等とする。ただし、その額が67,000円を超えるときは、67,000円とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業の実施前に、市長に申請し、交付対象者である旨の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、交付対象者認定申請書に次に掲げる書類を添付し、令和7年2月28日までに市長に提出してしなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(1) 世帯全員の記載のある住民票の写し

(2) 世帯全員の当該年度分の市町村民税の非課税証明書

(3) 賃貸住宅等に在宅して生活をしている者に係る申請にあつては、第3条第4項の同意が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、同項の認定をし、交付対象者認定通知書により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、申請者又はその住居等に対する調査等を行うことができる。

(事業協力の届出)

第6条 特定事業者は、この要綱に定める事業の目的を理解し、交付対象事業として

の空調機の販売及び設置等に協力する意思のあるときは、その旨を市長に届け出ることができる。

2 前項の特定事業者とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 令和6・7年度東海市入札参加資格者名簿（物品の製造・販売、物品の買受、役務の提供等）に、次の表に掲げる区分で登録されていること。

業務（大分類）	01．物品の製造・販売
営業種目（中分類）	29．電気製品
取扱内容（小分類）	01．一般家電製品

（補助金の交付申請及び請求）

第7条 第5条第1項の認定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付対象事業を実施した後、補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添付し、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 空調機の購入日及び購入費等が確認できる書類

(2) 設置後の写真その他の空調機の設置が完了したことが分かる書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及びその交付すべき額を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（委任）

第10条 申請者は、前3条の規定による補助金の交付申請及び請求並びに補助金交付決定通知書及び補助金の受領を、当該申請者が空調機の購入及び設置に係る契約をした第6条第2項に規定する特定事業者に委任することができる。

2 申請者は、前項の規定による委任をするときは、委任状を市長に提出しなければならない。

（認定等の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者である旨の認定若しくは補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交

付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付対象者である旨の認定若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。